国際関連情報　国際会議等

2018年12月開催　ASAF会議報告

ASBJ専門研究員　岡部（おかべ）　健介（けんすけ）

はじめに

2018年12月6日及び7日にロンドンで第23回会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が開催され、企業会計基準委員会（ASBJ）からは小野委員長以下が出席した。なお、2018年10月にASAFメンバーの改選が行われ、今回の会議から以下の組織が参加している。

- パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）：南アフリカ財務報告基準評議会に代わって選出
- アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）
- 企業会計基準委員会（ASBJ）
- 中国財政部会計司（MOF-ARD）
- 韓国会計基準委員会（KASB）：オーストラリア会計基準審議会（AASB）に代わって選出
- 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）
- フランス国家会計基準局（ANC）
- 英国財務報告評議会（FRC）：ドイツ会計基準委員会（DRSC）に代わって選出
- イタリア会計基準設定主体（OIC）
- ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）
- カナダ会計基準審議会（AcSB）
- 米国財務会計基準審議会（FASB）

議題は次のとおりであった。

⑴　資本の特徴を有する金融商品
⑵　共通支配下の企業結合
⑶　資産のリターンに依存する年金給付
⑷　IFRS第17号「保険契約」
⑸　経営者による説明
⑹　のれん及び減損
⑺　基本財務諸表
⑻　プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題

本稿では⑴、⑹及び⑺について、ASBJの発言を中心に議論の概要を紹介する。

資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

国際会計基準審議会（IASB）は、2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）を公表した。DPでは、請求権が、次のいずれかを含む場合には負債に区分し、いずれも含まない場合には資本に区分することを提案している。また、DPでは、利用者への情報提供を改善するために、表示や開示を拡充することも提案している。

⑴　清算時以外の特定時点において、経済的資源を引き渡すことを回避できない義務（時点特性）
⑵　支払額が企業の利用可能な経済的資源から独立している回避できない義務（金額特性）

今回のASAF会議では、最初にEFRAGの代表者から、実施したアウトリーチを基礎に以下が報告された。

⑴　IAS第32号の問題は認識されており、IASBの取組みは評価されている。一方で、新しい用語が混乱を生み出す可能性に対する懸念や、分類結果をほとんど変更しない中で基準開発するコストと便益の関係について疑問視する声が多く聞かれている。
⑵　負債と資本の分類原則のうち金額特性について、清算時の金額まで考慮することがゴーイング・コンサーンの前提と相容れないのではないかと疑問視されている。また、当該特性を考慮する実務への影響として、累積型優先株式の分類が変更されることで、ハイブリッド債券市場の崩壊に対する懸念が聞かれている。
⑶　表示について、区分表示の対象となる負債（資本に類似したリターンの特徴を有する）の変動額をその他の包括利益として表示すべきか純利益の内訳として表示すべきかについては、意見が分かれている。収益及び費用の帰属を資本性金融商品全体に拡張する提案に対して、賛成意見はさほど聞かれていない。
⑷　開示の拡充については、比較的、賛同的な意見が聞かれている。

その後、各ASAFメンバーより、DPの内容に関する各法域での反応や予備的見解が報告され、それに対する質疑応答が行われた。

議論の状況

ASBJからは、まず、日本の関係者からの意見として以下が紹介された。

- 利用者はプロジェクトを支持しており、特に、開示の拡充を進めるべきとしている。
- 銀行は規制上の自己資本が会計とは別に決定されることもあり、発行者側の観点で関心は低いものの、保有者側の観点での金融商品の分類への影響に関心がある。
- 学者からは分類原則と概念フレームワークの関係について疑問が聞かれたほか、概念上、負債と資本の区分は純損益の決定のために必要であるという意見が聞かれた。

次に、ASBJの暫定的な見解として、DPの主要な取組みである分類原則の根拠の明確化については、改善される領域が限定的で、基準の改訂にかかるコストは便益に見合っていない可能性があると考えており、会計単位の明確化等のように、より効果的な対応を検討すべきであることが示された。また、仮に、IASBが首尾一貫した分類を目指して抜本的な見直しを行うのであれば、基本的所有アプローチが１つの候補として考えられることが示された。

他のASAFメンバーからは、時点特性と金額特性の複雑性に起因して、その考え方の理解に困難が伴うことから、導入には過度なコストを要するのではないかという懸念が複数の参加者から聞かれた。また、EFRAGが言及した累積型優先株式の分類変更について、銀行の自己資本への影響等、市場への影響の大きさを懸念する意見も複数聞かれた。

のれん及び減損

今回のASAF会議では、のれん及び減損に関連して、以下の３点について議論がなされた。本稿では、⑵のれんの償却の再導入について議題の概要及び議論の状況を紹介する。

⑴　直近の資本市場諮問委員会（CMAC）会議及び世界作成者フォーラム（GPF）会議で

議論された項目（企業結合に関するより良い開示の識別、及び投資家の分析におけるのれんの帳簿価額の使用）
⑵ のれんの償却の再導入
⑶ 投資家が、企業の成果からのれん及び特定の償却費の影響を取り除くうえで助けとなる可能性がある開示のアイデア

議題の概要

のれんの償却の再導入について、以下の点に関してコメントが求められた。

⑴ 取得したのれんの事後の会計処理の目的は、取得したのれんの帳簿価額を、企業結合からの便益が費消されるにつれてゼロまで減少させることである、との考え方に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
⑵ のれんの帳簿価額の一部について、当初に取得したのれんではなく、自己創設のれんが反映される場合、すべてが当初に取得したのれんが反映される場合と比べて意思決定有用性が損なわれると考えるか。
⑶ のれんの帳簿価額をゼロまで減少させるという目的を達成するうえで、のれんを償却することが最善の方法であると考えるか。
⑷ 企業結合の経済効果を反映するようにのれんの耐用年数及びのれんが費消されるパターンを決定することは実務上可能と考えるか。
⑸ のれんの耐用年数は何を表すべきであると考えるか（例えば、回収期間（pay-back period）、有形固定資産が費消される期間など）。

議論の状況

ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

⑴ 取得したのれんは最終的に価値がゼロになると考えており、これを忠実に表現すれば結果として取得したのれんの帳簿価額はゼロになると考えている。また、のれんの償却によって、純損益が企業結合によって生じたコストの配分であるのれんの償却と、企業結合による収益の増加の両方を反映して算定されることになる。純損益がこの方法で算定されることで、減損のみモデルの下で算定される純損益よりも目的適合的な情報を利用者に提供することになると考えている。
⑵ IAS第38号「無形資産」の下での自己創設のれんの認識の禁止は、IFRS基準を支える基本的な考え方の１つであると考えている。限定的であるとしても当該原則に反することとなるため、自己創設のれんの価値は、取得したのれんの帳簿価額に反映されるべきではないと考えている。
⑶ 償却期間に関して、現行の日本基準では、効果の及ぶ期間にわたってのれんを償却することが要求されている。償却期間の決定が困難な場合はあるが、企業は償却年数の見積りに対処できていると認識している。
⑷ 償却期間の決定に関する原則の明確化が重要であり、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づく償却期間の見積りを行う方法によって、財務諸表利用者に目的適合的な情報を提供する可能性があると考えている。
⑸ 経営者が企業結合毎の償却期間を決定すべきと考えているが、同時に、償却期間がのれんの償却を再導入する場合に最も重要かつ困難な論点の１つであることも理解している。それゆえ、IASBが、一律の償却期間を導入する可能性を議論することには反対しない。

他のASAFメンバーからは様々な見解が聞かれた。あるASAFメンバーの法域では、のれんは資産ではないと考えるが即時償却が極端すぎるため現実的な解決策として償却を支持するという見解や、企業結合から生じる超過

キャッシュ・フローの期間による償却を支持する見解などが聞かれていることが紹介された。また、償却の再導入を概念的に支持することは困難であるものの、のれんの減損が「too little, too late」であることに対処するための解決策として、償却は現実的な方法であり、協議文書で関係者に見解を問いかけることについては支持する意見が複数聞かれた。一方で、あるASAF メンバーからは、概念的に支持できるかどうか結論が出ていない状況で現行の処理に著しい変更を生じさせることに対する疑問も示された。

また、のれんの耐用年数については、償却年数に上限を設ける方法を検討すべきであるという意見が複数聞かれたほか、利用可能な情報を考慮して経営者が合理的に償却年数を決定することは可能であるという見解が他の ASAF メンバーからも示された。

基本財務諸表

議題の概要

今回の ASAF 会議では、基本財務諸表プロジェクトにおける次の IASB の提案のそれぞれについて、①投資家による経済的意思決定、②実務が変わるかどうか、③実行コストという 3 つの観点から影響分析を行ったうえで助言を行うことが求められた。

【論点 1】純損益の計算書における新たな小計	
1-1	営業利益（Operating profit）
1-2	営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益（Operating profit and share of integral associates and joint ventures）
1-3	財務及び法人所得税前利益（Profit before financing and income tax）

【論点 2】経営者業績指標（Management performance measures ; MPM）	
2-1	MPM を財務諸表に含めること
2-2	最も近接した「IFRS で定義された小計」との調整表を開示すること
2-3	MPM に係る調整表の各調整項目について、税金及び非支配持分を開示すること
2-4	MPM がなぜ有用なのか、どのように計算されたのかについて説明すること
【論点 3】分解表示（Disaggregation）	
3-1	営業利益に含まれる費用を機能別又は性質別に分解表示すること
3-2	通例でない及び頻度の低い項目を開示すること
3-3	分解表示の原則及び考慮すべき要因を開発すること

議論の状況

ASBJ からはまず、個々の提案を別個に評価するのではなく、全体として評価すべきであり、投資家の視点から便益がないと考えられる場合に、実務が変わるかどうか及び実行コストについて評価する必要はないだろうという意見が示された。

論点 1 に対する ASBJ からの主な発言の要旨は以下のとおりである。

- ✓現在、IASB が提案している小計は、計算方法について説明されているものの、基礎となる概念が明らかではない点を懸念している。小計によって IASB が達成したい特定の目的があるのであれば明らかにされたい。
- ✓我々の法域では営業利益の定義があり、一般的に受け入れられている。これには通例でない項目又は頻度の低い項目が含まれないが、これらを定義できるのであれば、注記ではなく本表に表示すべきである。
- ✓企業に「営業利益（Operating profit）」を自

由に使わせないようにする意図がIASBにあるのであれば、コンセンサスが得られない小計を「営業利益」として定義するのではなく、「営業利益」という用語を使わないように求めれば足りるのではないか。

ASBJの発言に対して、IASBスタッフからは、営業利益の使用を禁止するのではなく、IASBが主導して有用な小計の使用を求めるようにすべきだという考えが示された。また、ASAFメンバーの中には、ASBJと同様に小計の基礎となる原則についてさらに議論することに関心を向けるメンバーがいる一方で、他のASAFメンバーからは、営業利益は残余ベースで定義する方が、実現可能性があるという見解も示された。

論点2に対するASBJからの主な発言の要旨は以下のとおりである。

✓経営者業績指標（MPM）を財務諸表の中に取り込み、IFRSで定義された小計との間の調整表の開示を要求することは支持するが、調整元となる小計の概念を理解したい。経営者がより適切と考える他の業績指標がある場合に調整を行うとしても、単なる機械的な調整は有用ではない可能性が高い。

✓税金及び非支配持分の開示は、企業にとってコスト負担が大きいことを懸念しているため、当該提案を再検討することを提案する。

他の複数のASAFメンバーからも、各調整項目に係る税金及び非支配持分の影響の開示について、作成者にかかるコストに対する懸念及びルールとして設定することの困難性に対する懸念が示された。一方で、当該開示に対するニーズがあるという意見もIASB理事や他のASAFメンバーから聞かれた。また、他のASAFメンバーからは、業績について記載するのであれば財務諸表よりも「経営者による説明」で示す方が柔軟性を提供できるのではないかという意見や、MPMとIFRS第8号「事業セグメント」との関連性を明確化する必要があるという意見が示された。